

## 会則

(名称)

第1条 本会は、向翔一郎選手後援会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、向翔一郎選手の柔道活動を応援し、また、会員相互の交流と親睦を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 向翔一郎選手が柔道日本代表として活躍できるように応援する。
- (2) 広報活動
- (3) その他、本会の目的達成に必要な活動の実施

## 会員

(会員の資格)

第4条 本会会則の趣旨に賛同したもので、入会を希望するものは、本会の会員になることができる。

(手続き)

第5条 本会の入会手続きは次のとおりとする。

- (1) 入会申込書に必要事項を記入の上、事務局宛に提出すること
- (2) 会員自身から退会届の提出があった場合を除き、自動的に入会を継続する。

(入会金)

第6条 本会の会員は、次の入会金を入会時に納入する。

- (1) 一般会員・・・・・・・・・・3,000円
- (2) 企業会員・・・・・・・・・・10,000円（一口）

ただし、入会金とは別に、本会が行う事業に参加する場合、別途会費が発生することがある。

(心得)

第7条 会員は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 向翔一郎選手のファン獲得に努力すること
- (2) 秩序ある応援を心がけ、向翔一郎選手及び家族に過度の負担となるような行為を慎むこと
- (3) 本会が行う活動に積極的に参加すること

(退会)

第8条 本会を退会する場合は事務局に届出をすること。ただし、既に納入している入会金は返却しない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 本会の対面を傷つけ、または目的に反する行為があったとき

- (2) その他、会員として適当でないと認められたとき  
(組織)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名  
(2) 副会長 若干名  
(3) 理事 若干名  
(4) 監事 2名

役員は、理事会において選任して選出する。

(理事会)

第11条 本会の会議は理事会とする。また、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支計画  
(2) 事業報告及び収支計画  
(3) 役員の交代  
(4) 会則の改正  
(5) その他、理事会が特に必要と認める事項

(会計)

第12条 本会の運営資金は、入会金、寄付金、その他収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。ただし、設立の初年度のみ設立の日に始まるものとする。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、事務局を株式会社共栄に置く。

〒930-0814 富山県富山市下富居2丁目11-26

TEL: 076-471-6240 FAX: 076-471-6241

(附則)

この会則は、本会設立の日から施行する。